
規 則

高知県表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月18日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第 号

高知県表彰規則の一部を改正する規則

高知県表彰規則（昭和31年高知県規則第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

（2）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

規 則

◎ 高知県表彰規則の一部を改正する規則

新 旧 対 照 表 新 旧

高知県表彰規則(抜粋)

高知県表彰規則(抜粋)

本則

本則

(表彰)

(表彰)

第2条 略

第2条 略

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、表彰を行わない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、表彰を行わない。

(1) 略

(1) 略

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 破産者で復権を得ないもの

(3)～(5) 略

(3)～(5) 略